

第八十二号議案

仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の育児休業等に関する条例（平成四年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。
第十七条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の下に「。次条第三項において同じ」を加える。

第十八条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（次項及び第三項において「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第十八条第二項中「対する部分休業」を「対する第一号部分休業」に改め、同条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十一条を第二十五条とする。

第二十条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

第二十条を第二十四条とする。

第十九条第一項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）」に改め、同条を第二十三条とし、第十八条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第十九条 育児休業法第十九条第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十条 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第二十一条 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十二條 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第二十四条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の仙台市職員の育児休業等に関する条例第二十一条の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を考慮し、職員の部分休業に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十三号議案

仙台市知的障害者援護施設条例及び仙台市精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例

仙台市知的障害者援護施設条例及び仙台市精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例
(仙台市知的障害者援護施設条例の一部改正)

第一条 仙台市知的障害者援護施設条例（昭和四十五年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

（仙台市精神障害者社会復帰施設条例の一部改正）

第二条 仙台市精神障害者社会復帰施設条例（平成五年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改め、同条第四号中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十四号議案

仙台市シルバーセンター条例の一部を改正する条例

仙台市シルバーセンター条例の一部を改正する条例

仙台市シルバーセンター条例（平成三年仙台市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、サウナ」を削る。

別表三の表備考以外の部分中「、サウナ」を削り、同表備考中「、サウナ」を削り、「全てを」を「いずれも」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

サウナを廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十五号議案

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表児童厚生施設仙台市片平児童館の項中「仙台市青葉区米ヶ袋一丁目一番三十五号」を「仙台市青葉区片平一丁目七番一号」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

片平児童館の位置を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十六号議案

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例（昭和五十九年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表仙台市高砂庭球場の項を削る。

別表第一の一(三)の表を削り、別表第一の一(四)の表を別表第一の一(三)の表とし、別表第一の一(五)の表から別表第一の一(四)の表までを一表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

高砂庭球場を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十七号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中央地区整備計画区域駅前B地区の項の次に次のように加える。

駅前C地区	ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 1 階（泉中央二丁目 1 番 1 の土地に面する部分（西側の部分に限る。）又は都市計画道路 3 ・ 4 ・ 154 泉中央北線に面する部分に限る。）を共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの オ 工場（店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。） カ ベーゼン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの キ 自動車教習所 ク 倉庫業を営む倉庫 ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号に掲げる営業又は同条第6項各号に掲げる営業（以下「店舗型性風俗特殊営業」という。）を営むもの	2,000 平方メートル	都市計画道路 3 ・ 3 ・ 28 元寺小路七北田線 都市計画道路 3 ・ 4 ・ 154 泉中央北線	5 メートル以上
-------	---	--------------	--	----------

別表第二宮城地区整備計画区域駅前B地区の項に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項各号に掲げる営業（以下「店舗型性風俗特殊営業」という。）」や「店舗型性風俗特殊営業」に相当する営業を「店舗型性風俗特殊営業」として定める」と加える。

域低層専用住宅地区の項中

「住宅（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物に限る。）以外の建築物」		「次に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物に限る。）以外の建築物」	
や		に定める	
ア 住宅		イ 集合所	

「隣地」の次に「（緑道を除く。）」を加え、同表錦ヶ丘北地区整備計画区域低層一般住宅地区の項中「隣地」の次に「（緑道を除く。）」を加え、同表錦ヶ丘北地区整備計画区域一般住宅地区の項中「一般住宅地区」や「一般住宅A地区」に定める「隣地」の次に「（緑道を除く。）」を加え、同表錦ヶ丘北地区整備計画区域集合住宅A地区の項を次のように改める。

一般住宅 B地区		165平方メートル	すべての道路（隅切を除く。）	1.5メートル以上
			すべての緑道（隅切を除く。）	
			すべての道路の隅切	1.3メートル以上
			すべての緑道の隅切	
一般住宅 C地区	ア 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） イ ボーリング場，スケート場，水泳場，スキー場，ゴルフ練習場又はバッチェイソング練習場 ウ マージャン屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの エ 自動車教習所 オ 畜舎	200平方メートル	すべての道路（隅切を除く。）	1.5メートル以上
			すべての緑道（隅切を除く。）	
			すべての道路の隅切	1.3メートル以上
			すべての緑道の隅切	

別表第二錦ヶ丘北地区整備計画区域集合住宅B地区の項中「集合住宅B地区」や「集合住宅地区」に改め、同表錦ヶ丘北地区整備計画区域一般施設地区の項を次のように改める。

一般施設 A地区	ア 住宅	1,000 平方メートル	すべての道路 (隅切を除く。)	1.5メートル以上
	イ 兼用住宅		すべての緑道 (隅切を除く。)	
	ウ 1階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（共有部分を除く。）		すべての道路の隅切	1.3メートル以上
	エ 1階を長屋の用途に供するもの		すべての緑道の隅切	
	オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）		すべての緑地の隣地 (緑道を除く。)	
	カ ページヤン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
一般施設 B地区	キ 自動車教習所	200 平方メートル	すべての道路 すべての緑道	1.2メートル以上
	ク 畜舎			
	ア 住宅			
	イ 兼用住宅			
	ウ 1階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（共有部分を除く。）			
	エ 1階を長屋の用途に供するもの			
	オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）			
	カ ページヤン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
	キ 自動車教習所			
	ク 畜舎			

別表第二錦ヶ丘北地区整備計画区域天文台周辺A地区の項中

「ア 兼用住宅 イ 工場 ウ ボーリング場, スケート場, 水泳場, スキー場, ゴルフ練習場又はバットイング練習場 エ マージャン屋, ばちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの オ カラオケボックスその他これに類するもの カ ホテル又は旅館 キ 自動車教習所 ク 畜舎 ケ 店舗等	「ア 工場 (店舗等の内に附設される作業場を除く。) イ ボーリング場, スケート場, 水泳場, スキー場, ゴルフ練習場又はバットイング練習場 ウ マージャン屋, ばちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの エ カラオケボックスその他これに類するもの オ ホテル又は旅館 カ 自動車教習所 キ 畜舎 」
--	---

同表錦ヶ丘北地区整備計画区域天文台周辺B地区の項へ中「(店舗等の内に附設される作業場を除く。)」を削り、同表雨宮地区整備計画区域医療・福祉施設地区の項へ中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

別表第九錦ヶ丘北地区整備計画区域一般住宅地区の項中

「一般住宅地区	「一般住宅A地区 一般住宅B地区 一般住宅C地区	に改め、同表錦ヶ丘北地区整備計画区域集合住宅A地区の項を削り、同表錦ヶ丘北地区整備計画区域集合住宅B地区天文台周辺A地区の項中
「集合住宅B地区 天文台周辺A地区	「集合住宅地区	に改め、同表錦ヶ丘北地区整備計画区域一般施設地区の項中

「一般施設地区	「一般施設A地区 一般施設B地区	に改め、同項の次に次のように加える。
----------------	--------------------------------	---------------------------

天文台周辺A地区	ア 自動車車庫 イ 建築物で第8条の基準に適合しないこととなる部分の外壁等の中心線の長さの合計が5メートル以下であるもの ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物で、その外壁等の面が敷地境界線より1メートル以上離れたもの（自動車車庫を除く。）	第8条
-----------------	--	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（同表雨宮地区整備計画区域医療・福祉施設地区の項に係る部分に限る。）は、令和七年十月一日から施行する。

理 由

泉中央地区計画及び錦ヶ丘北地区計画の区域内の建築物に関する制限の内容を変更するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 88 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市広瀬文化センター等複合施設大規模改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区下愛子字観音堂 3 番, 4 番, 5 番 1, 102 番, 109 番, 下愛子字毘沙門 17 番, 18 番
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 金 810,260,000 円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町 27 番 21 号
橋本店・奥田建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区立町 27 番 21 号
株式会社橋本店
構成員 仙台市青葉区八幡六丁目 9 番 1 号
奥田建設株式会社

第 89 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市広瀬文化センター等複合施設大規模改修機械設備工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市青葉区下愛子字観音堂 3 番, 4 番, 5 番 1, 102 番, 109 番, 下愛子
字毘沙門 17 番, 18 番 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 622,160,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市青葉区昭和町 6 番 10 号
本山振興株式会社 |

第 90 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 工 事 件 名 | 仙台市立袋原小学校校舎及び屋内運動場長寿命化改修工事 |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市太白区中田町字法地南 4 番 2 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 547,800,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店 |

第 91 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市立人来田小学校校舎等長寿命化改修工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市太白区人来田一丁目 7 番1062, 47番 4 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 641,850,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
株式会社阿部和工務店 |

第 92 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 5 年10月13日付けで議決を得た仙台城跡本丸北西及び西門石垣復旧工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額	金 493,199,300円
変更契約金額	金 650,509,200円
増 加 金 額	金 157,309,900円

第 93 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき，仙台市財産条例第 2 条の規定により，議決を求める。

品 名	金 額	取 得 の 相 手 方	備 考
大型ビジョン等一式	円 131,780,000	仙台市青葉区五橋二丁目12番 1 号 アイリスオーヤマ株式会社	仙台市役所新本 庁舎用

第 94 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求める。

路 線 名	起 終 点
川 平 二 丁 目 2 号 線	仙台市青葉区川平二丁目 1 番1400 同 1 番1365
作 並 元 木 長 原 線	仙台市青葉区作並字元木13番14 同 作並字長原21番 2
向 山 三 丁 目 9 号 線	仙台市太白区向山三丁目15番38 同 15番34
向 山 三 丁 目 10 号 線	仙台市太白区向山三丁目15番86 同 15番82
向 山 三 丁 目 11 号 線	仙台市太白区向山三丁目15番94 同 15番91

第 95 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年三月三十一日

仙台市長 郡 和子

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一号イ中「二」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のものの年額 二千円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 96 号議案

仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員嵩さやかは令和 7 年 8 月 12 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、嵩さやか

第 97 号議案

仙台市固定資産評価員の選任に関する件

仙台市固定資産評価員鈴木基弘は令和 7 年 6 月 8 日に辞任したので，別紙の者をその後任に選任することにつき，地方税法第404条第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，伊藤貴